

独立行政法人国立高等専門学校機構公的研究費等の不正使用に
係る調査等に関する取扱規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第122号
制定 平成27年1月26日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)が管理する公的研究費等の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「公的研究費等」とは、次のとおりとする。

- 一 各省各庁から配分される競争的資金(各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。)
 - 二 地方公共団体からの助成金及び補助金
 - 三 その他機構の責任において管理すべき経費
- 2 この規則において「教職員等」とは、機構の教職員その他の機構の公的研究費等の運営及び管理に関わるすべての者をいう。
- 3 この規則において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金等、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって機構の規程及び法令等に違反した公的研究費等の使用をいう。

(不正使用に関する通報)

- 第3条 独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則(機構規則第121号。以下「公的研究費取扱規則」という。)第19条第2項に規定により機構本部に設置するものとされている通報窓口(以下「通報窓口」という。)は、総務課に置く。
- 2 公的研究費等の不正使用(不正使用の疑いを含む。)があると思料する者は、前項に規定する通報窓口に通報及び情報提供(以下「通報」という。)するものとする。
 - 3 通報窓口は、原則として通報した者(以下「通報者」という。)の氏名、所属、住所等並びに教職員等の不正使用の態様及び内容が明示されたものを受け付けるものとする。
 - 4 通報窓口は、匿名による通報があったときは、教職員等の不正使用の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知及び報告は行わないものとする。

(報告等)

第4条 通報窓口不正使用に関する通報があったときは、窓口担当者は統括管理責任者(公的研究費取扱規則第5条に定める者をいう。以下同じ。)に、統括管理責任者は最高管理責任者

(公的研究費取扱規則第4条に定める者をいう。以下同じ。)に速やかにその旨を報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めるときは、被通報者が所属する国立高等専門学校等(以下「当該学校」という。)に予備調査委員会を設置し、調査を行わせるものとする。
- 3 予備調査委員会は、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から20日以内にその結果を統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。
- 4 予備調査委員会は、委員長及び委員若干名から組織するものとし、委員長は原則として当該学校の校長とし、委員は役職員等のうちから委員長の推薦に基づき、統括管理責任者が指名する。
- 5 前項において、当該学校の校長が予備調査委員会の委員長となり得ない場合には、統括管理責任者が委員長を指名する。
- 6 予備調査委員会の事務は、原則として当該学校事務部総務担当課において行う。
- 7 最高管理責任者は、第1項及び第3項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認の上、調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を関係機関に報告するものとする。
- 8 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

(調査委員会)

第5条 最高管理責任者は、前条第7項において調査の実施を決定したときは、公的研究費等の不正使用に係る調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 最高管理責任者が指名する機構教職員 若干名
 - 三 最高管理責任者が指名する機構外の有識者 若干名
 - 四 その他委員長が必要と認めた者 若干名
- 3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 4 第2項第2号から第4号までの委員は、最高管理責任者が委嘱する。
- 5 委員会は、委員長が召集する。
- 6 委員会の事務は、原則として、当該学校事務部総務担課において行う。

(調査の実施)

- 第6条 委員会は、不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、調査開始後概ね3ヶ月以内に事実の認定を行い、最高管理責任者へ報告するとともに、当該通報者及び調査対象者に認定結果を通知するものとする。
- 2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について関係機関に報告し、

又は協議しなければならない。

- 3 委員会は、調査対象者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
- 4 委員会は、調査内容の事実の認定を行うに当たっては、調査対象者に、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、教育又は研究上のいかなる不利益な取扱いも受けない。
- 6 委員会は、必要に応じて、調査対象者に対し調査対象制度の公的研究費の一時使用停止を命ずることができる。

(調査協力者の保護)

第7条 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、調査対象者及びその他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(調査への協力等)

第8条 調査対象者は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。なお、退職後においても同様とする。

(不服申立及び再調査)

- 第9条 委員会の認定に不服のある通報者及び調査対象者は、調査結果通知後14日以内に、委員会に不服申立を行うことができる。
- 2 委員会は、調査結果に対する不服申立があった場合には、その趣旨、理由等を勘案の上、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立の却下を決定したときには、不服申立者に当該決定を通知するものとする。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。
 - 3 委員会は、再調査を行うことを決定したときには、通報者及び調査対象者に通知するものとする。
 - 4 前項の再調査は、概ね50日以内に終了し、最高管理責任者に報告するとともに、当該通報者及び調査対象者に再調査した結果を通知するものとする。

(調査結果の報告及び公表等)

- 第10条 最高管理責任者は、関係機関に対して、原則として通報の受付から210日以内に、関係者の処分、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象制度以外の公的研究費の管理監査体制の状況、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。
- 2 前項の期限までに調査が完了しない場合であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、関係機関へ報告しなければならない。
 - 3 前2項のほか、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。
 - 4 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正使用があったと認められたときは、個人情報、知的財産の保護等の合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、

速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示と必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。

(守秘義務)

第11条 委員会の構成員その他本規則に基づき不正使用の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に係る調査等の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月26日から施行する。

(規則の廃止)

2 独立行政法人国立高等専門学校機構研究費等の不正使用に関する通報規則(規則第88号)は廃止する。